

水俣病の人権問題で調査

県人権擁護委連合会

これは、さきに旭本短期大学の内田守教授(文系)・社会科から「水俣病患者に対する行政的な措置などに人権無視の疑いがある」と同会に問題が提起され、また本社のキャンペーン記事「水俣病は叫ぶ」によつて、一般に知られていない患者の実態が報道されたため取り上げられたものである。

内田教授は書面で同会に出した問題点は①三十四年に同会で水俣病の原因を調べたが「不明」と結論を出し、国に報告している。しかし、その後船大の学術的調査は「原因は工場排水」と結論している。国の結論がまだ出ていないことでもあり、患者の人権擁護のため、再調査し、結論を出す必要がある。工場から出されている見舞い金が不当に安く、これは人権を無視したものだ②会社と患者の間でかわされた補償契約書の中に「将来工場廃液が原因とわかつても新たな補償要求はしない」とあるのは問題である——というものの、これに対して理事会では、内田

県人権擁護委連合会(篠原一男会長)は、このほど開かれた理事会で、水俣病患者の補償、政治的救済措置などの面で、人権侵害や無視があるかどうかを独自の立ち場で調査することを決めた。このため同会では、具体的な調査を熊本地方法務局に委嘱、十一月に予定されている総会までに人権侵害や無視の事実があるかどうかの結論を出し、総会にはかつたつて必要な善後措置をとる方針である。

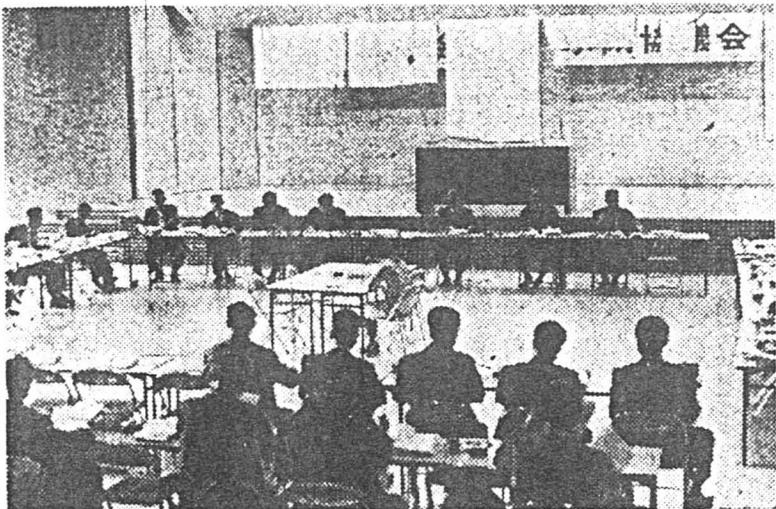
本紙ページ記事を参考に

教授の提起した問題についていま
連合会としての態度を打ち出すの
は早計であり、綿密な調査が必要
である。また、本紙「水俣病は叫
ぶ」によつてこれまで知られてい
なかつた患者の実態が明らかにな
つた現在、改めてあらゆる面から

問題を掘り下げた総合的な調査の
必要があるとして、独自の調査に
着手することにしたという。

◆篠原一男会長の話 理事会での
結論は、実態を調査して、もし
人権侵害や無視の事実があれば、
総会にはかつて適宜の措置をとる

うというものだった。調査は内田教授の提起した問題点、前日に報道された「水俣病は叫ぶ」を参考にしながら、患者の生活の実態などをあらゆる角度から取り組む。十一月までに結論を出す。



県防災会議と水防協議会の合同会議

補償、救済の面を究明

に11月まで“侵害”があれれば措置
に結論